

令和6年度山形県地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金

1. 概要

農林漁業者等を中心とした多様な関係者の経営資源を組み合わせ、地域資源を活用した新たな価値を創出し、地域全体の所得・付加価値向上を図り地域活性化を実現するため、山形県地域食品産業連携プロジェクト（以下「やまがたLFP」という。）のプラットフォームに参画する事業者による、県産農林水産物を活用した新商品や新サービス等の開発等、地域の社会的課題解決と経済性が両立する先進的なモデルとなるような取組を支援します。

2. 補助対象者

やまがたLFPプラットフォーム参画事業者である農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体のことをいう。）、食品製造事業者、流通販売事業者等が連携して行う取組の代表者であり、次頁1に掲げる要件を全て満たす者。（詳細は公募要領（<https://www.pref.yamagata.jp/140031/lfp2024hojokin.html>）をご確認ください。）

3. 補助対象事業

補助対象事業は下記1及び2の事業で、次頁2に掲げる要件を満たすものである必要があります。

1 新商品等の開発

やまがたLFPにおいて組成された新商品や新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等

2 販路開拓の実施

1で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展

4. 補助金額・補助率・補助対象経費

(1) 補助金額 : 定額（200万円以内）

(2) 補助対象経費：新商品等企画・実証・開発費、消費者評価会実施費、販売促進展開費

5. スケジュール（予定）

事業実施期間：補助金交付決定の日から令和7年2月28日（金）まで【期限厳守】

	実施予定時期
事業実施計画書受付開始	令和6年9月18日（水）
事業実施計画書提出締切	令和6年10月2日（水）午後5時必着
事業実施計画審査・採択	令和6年10月中旬
補助金交付決定	令和6年10月下旬

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※ 事業実施計画書の提出前に、やまがたLFP事務局の確認を必ず受けてください。

※ 交付決定前に発注・契約・支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【問い合わせ・提出先】

山形県農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課 販路開拓・食ビジネス推進担当

TEL : 023-630-3029

メール : ynosansui@pref.yamagata.jp

【事業実施計画書確認先】※令和6年9月25日（水）まで提出ください。

やまがたLFP事務局：（公益財団法人）流通経済研究所

TEL : 03-5213-4534

メール : info_desk@lfp-yamagata.jp

【やまがたLFPプラットフォームについて】

URL : <https://www.lfp-yamagata.jp/news/entry-15.html>

【要件1：補助対象事業者】

- (1) プラットフォームの参画者である1次産業、2次産業、3次産業の各段階において、それぞれ1者以上、計3者以上が共同して事業に取り組んでおり、事業を実施する際の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。
- (2) 事業期間を3年から5年とする事業実施計画が作成されていること。
- (3) 交付要綱の規定による収益納付、事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- (4) イノベーションを創発させるために、プラットフォームの参画者である大学及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (5) 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- (6) 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築に取り組むこと。

【要件2：補助対象事業】

- (1) 新商品等の開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品等にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。
- (2) 販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。

 - ア 展示会等のブース又は補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (3) 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。